

令和4年度放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査結果報告

▶ 1. 調査の概要:

放課後等デイサービスに関して、自治体における制度運営上の現状や課題等の実態把握を行い、沖縄県内の放課後等デイサービスの質の評価や今後の支援のあり方を検討するための基礎となるデータを得ることを目的に調査を実施。

▶ 2. 企画/実施:

沖縄県障害者自立支援協議会 相談支援・人材育成部会 ケアマネワーキング

▶ 3. アンケート提出状況:

対象:41市町村 回答数:34市町村 回収率:82.9%

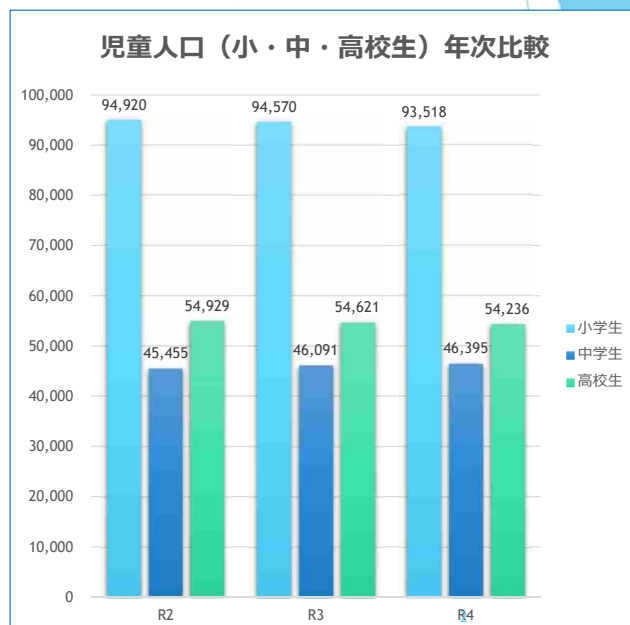
(回答無しの市町村:7市町村(宜野湾市・東村・宜野座村・伊江村・粟国村・伊平屋村・伊是名村))

▶ 4. 調査方法:

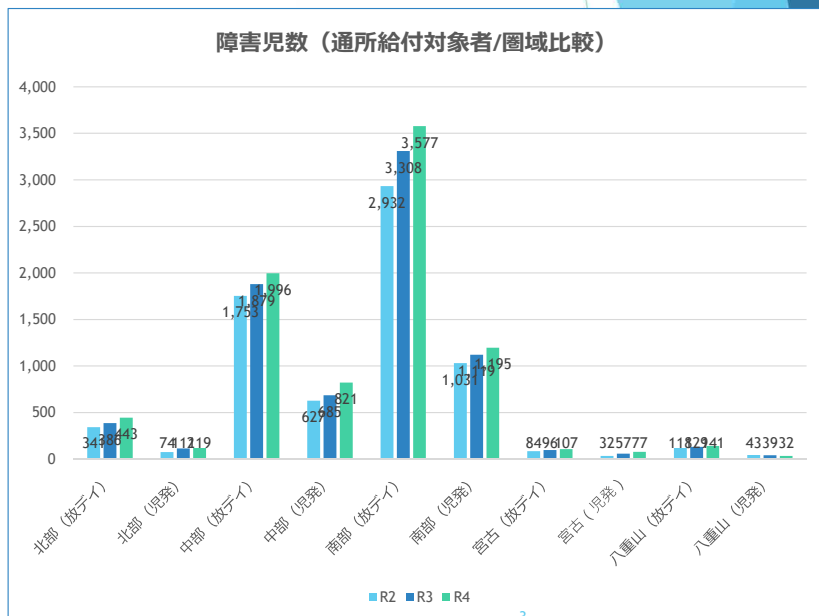
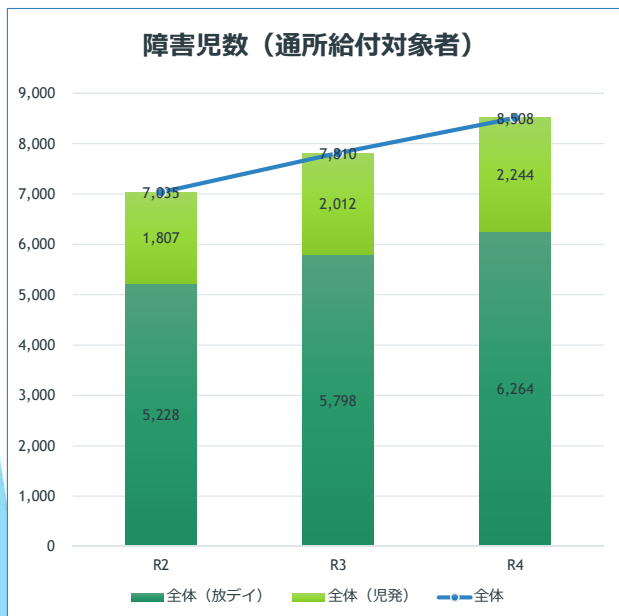
沖縄県電子申請システムによるWEBアンケート調査

▶ 5. 調査時期:令和4年11月25日～令和5年1月13日

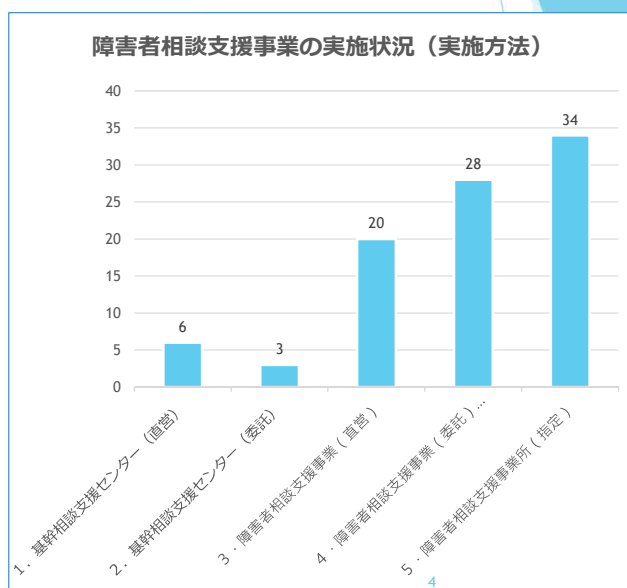
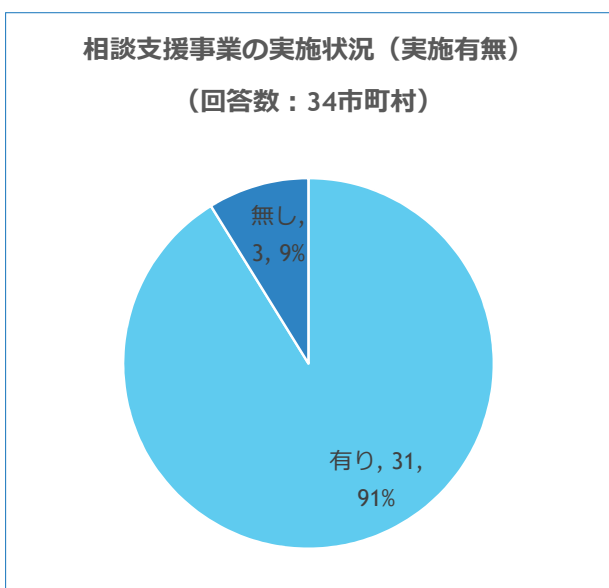
I (1)総人口、(2)子どもの人口



I (3) 障害児数 (障害児通所給付の対象者数)



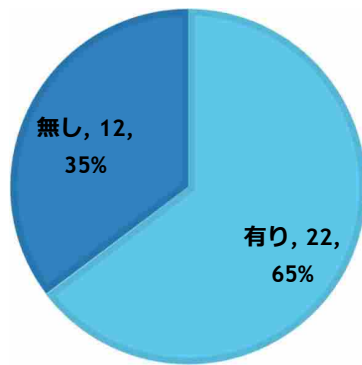
I (4) ① 障害者相談支援事業の実施状況等



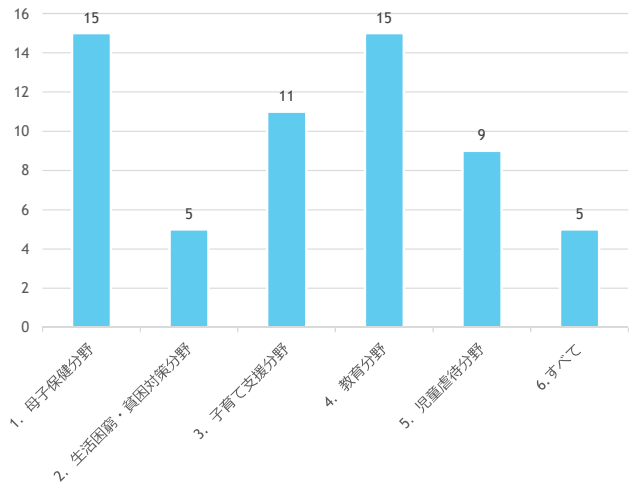
I (4)②協議会における専門部会の設置状況

障害児専門部会の設置状況

(回答数：34市町村)



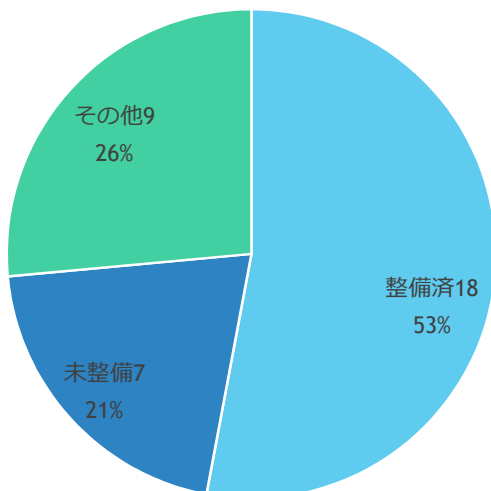
他分野からの委員参画状況



5

I (4)③役所内における関係課との連携体制

役所内における関係課との連携体制



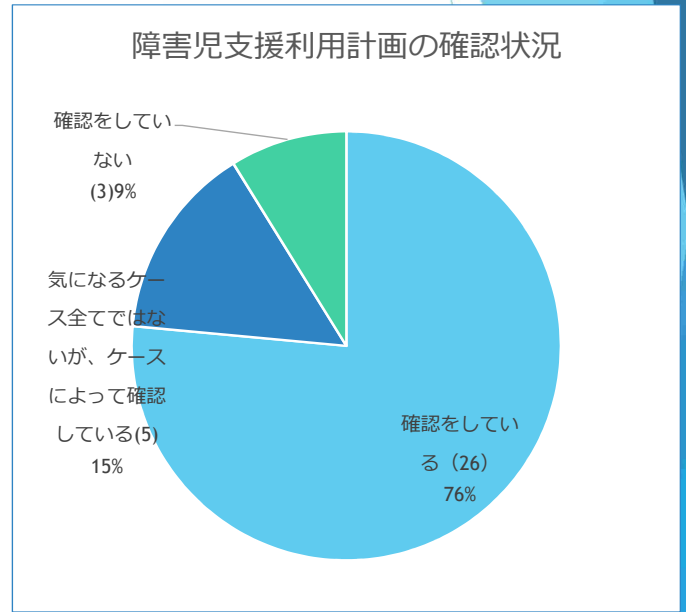
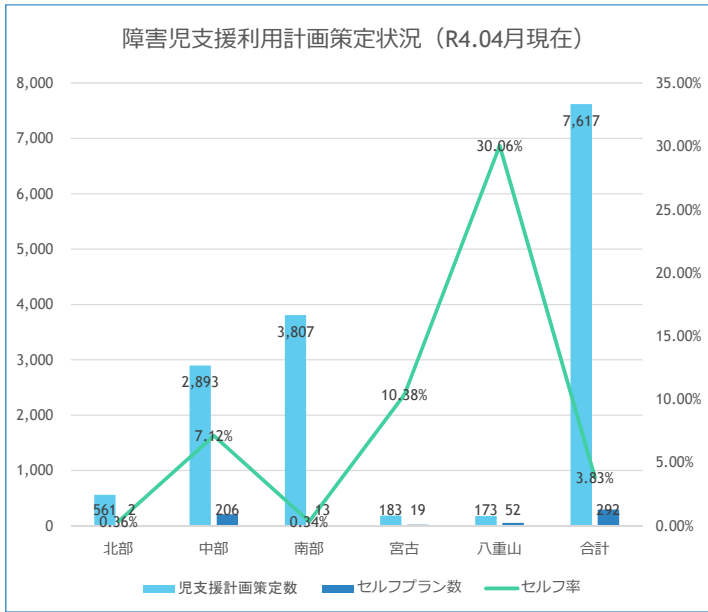
*虐待ケースなど、子育て支援課や教育委員会、高齢担当課など役所内における関係課の調整が必要なケースについて、相談支援専門員等から相談があった時に速やかに連携出来る体制が整備されていますかと聞いたところ、整備済が53%・未整備が21%となった。

その他（9箇所・26%）の理由

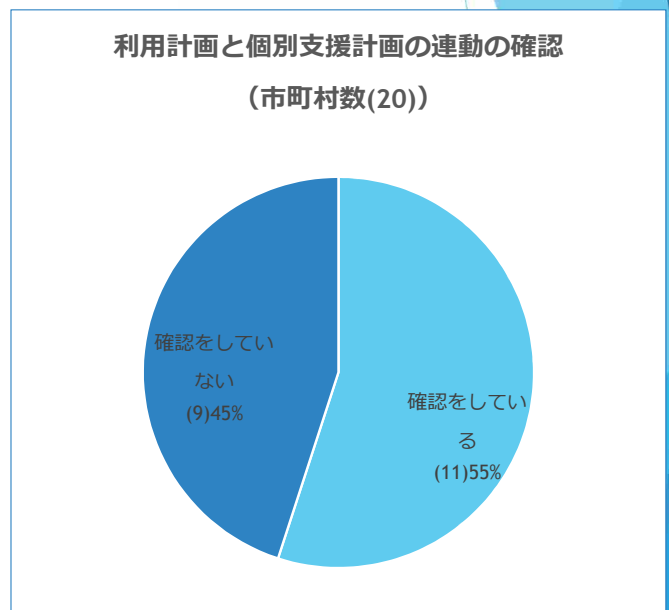
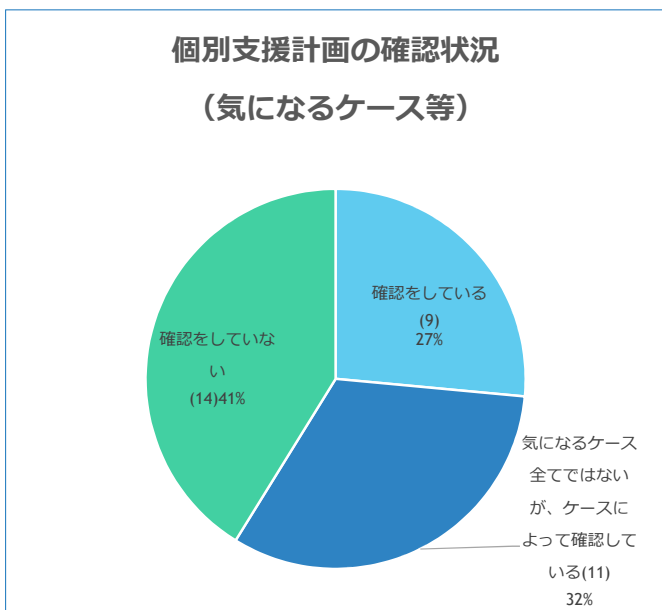
- ・体制整備は行っていないが、個々のケースについて内容に応じて連携を取りながら支援している。
- ・必要に応じ、都度ケース会議を実施している。虐待ケース等については、児童分野(要対協)へ依頼している。
- ・都度対応している。
- ・関係課を交えたケース会議は随時開催している。
- ・計画・要綱・内規等に位置付けられた体制は整備されていないが、必要に応じて関係機関を招集することは可能。
- ・相談があった際に関係機関へ呼びかけをしているが、体制整備はしていない。
- ・要綱等作成してはいるわけではないが連携がとれるよう、情報共有は可能

6

I (5)①②③障害児支援利用計画の策定状況



I (5)④⑤障害児支援利用計画と個別支援計画の確認状況



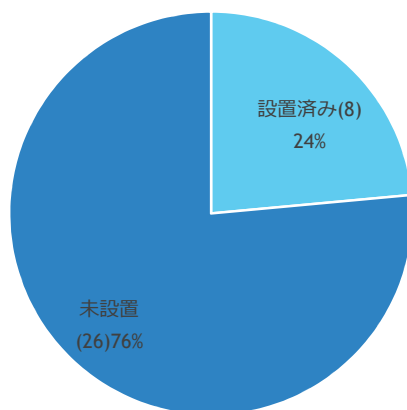
I (5)⑥障害児支援利用計画の策定において、気になっていること、課題と感じていること(自由記述)

- ▶ 定型文が多い。
- ▶ 事業所において、計画相談員の計画に添った個別支援計画が立てられているか、児の状況にあった「療育」の計画が立てられているかが気になります。
- ▶ 担当職員の業務量が多く計画を確認する時間がない。
- ▶ 療育した結果、評価が未達成のまま何年も計画が変わらないケース等。事業所として問題解決についてどう対応していくか検討が必要と考える。
- ▶ 件数がおおいことと、他業務との兼ね合いで確認することが困難。
- ▶ 本計画と連動した個別支援計画が作成されていないケースがみられる。
- ▶ サービスの目的にあったプランが作成されていない。例えば、日中一時支援の利用目的は一時的な預かり、家族のレスパイトだが、計画案には療育支援と記載されていることが多いことから、計画案の修正を求めている。
- ▶ 相談支援専門員によっては世帯アセスメントが入っておらず、利用児童のみのアセスメントからの利用計画になっている場合がある。同一の事業所が作成する計画の中身がとても似ており、気になる部分がある。

9

I (6)①児童発達支援センターの設置状況

児童発達支援センター設置状況
(R4.04時点)



【児童発達支援センターとは】

・児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされる。

・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標として、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とされている。

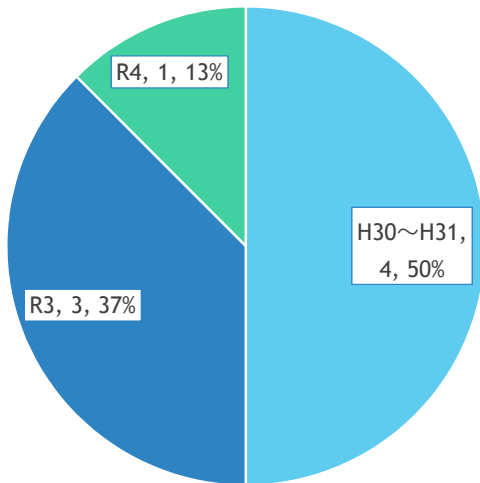
・福祉型児童発達支援センター:528か所、医療型児童発達支援センター:99か所(2017年10月現在)

(wamnetサイトより)

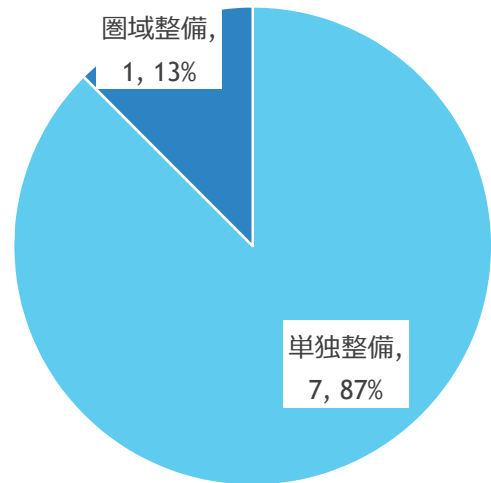
10

I (6)②④ 児童発達支援センターの設置状況

設置済市町村（8市町村）の設置時期



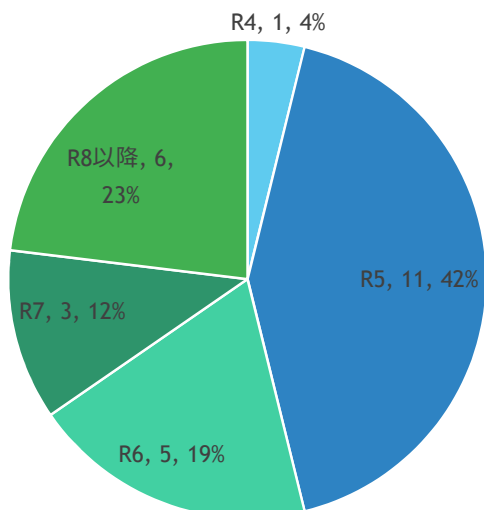
設置済市町村の整備区域（8市町村）



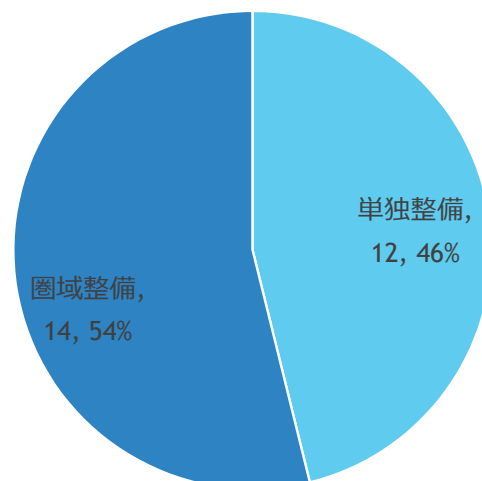
11

I (6)③④ 児童発達支援センターの設置状況

未設置市町村の設置予定時期（26市町村）



未設置市町村の整備予定区域（26市町村）



12

1 (6)⑤児童発達支援センターの設置について、気になっていること、課題と感じていること(1/2)(自由記述)

- ▶ 発達相談（心理）の件数の増加により相談予約から発達相談まで2か月前後かかっている。
- ▶ 市による補助等は行っておらず、センターとしてサービス以外の収入はない。回答では単独設置済としたが妥当かは不明。他自治体におけるセンターの位置づけや連携、運営への関与（委託・補助等）について知りたい。
- ▶ 事業実施に係る補助金支援があれば教えて欲しい。
- ▶ 圏域整備を予定しているが設置に向けて具体的にどのような業務を行えばいいか掴めていない。
- ▶ 人口規模が少ない町村については、利用者が少ない事や財政負担も厳しいため圏域での設置が希望。
- ▶ 児発事業所より児発センターの報酬単価が下がるため、センターの運営になると経営が困難になるとの話があった。センターは中核機関など役割の負担が大きいと思うが、報酬単価が低いと普及し辛い状況にあるのでは。

13

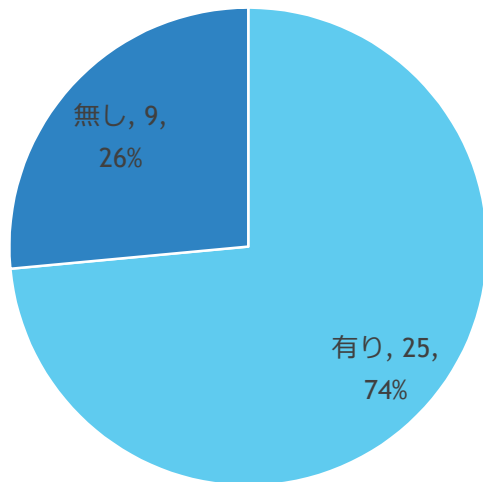
1 (6)⑤児童発達支援センターの設置について、気になっていること、課題と感じていること(2/2)(自由記述)

- ▶ 設置に関するノウハウ・情報不足であり、センターの設置に関する情報取得、先行自治体の取組みを知りたい。
- ▶ 町の規模だと単独設置において、どのような形が良いのかわからない部分があるが、それ以上に圏域整備についてはイメージがなく困難。町内事業所への委託も検討するが、対応できる事業所の選定に苦慮している。
- ▶ 予算の確保、近隣市町村との圏域整備の調整 ※設置予定未定。未定の為仮の設置予定日にしています。
- ▶ 市町村単独で整備は、人材確保、予算面で厳しい（圏域希望）
- ▶ 小規模自治体で、ニーズがない
- ▶ 設置に向けて進めているところであるが、他課との調整や検討することが多く時間がかかっている現状である。

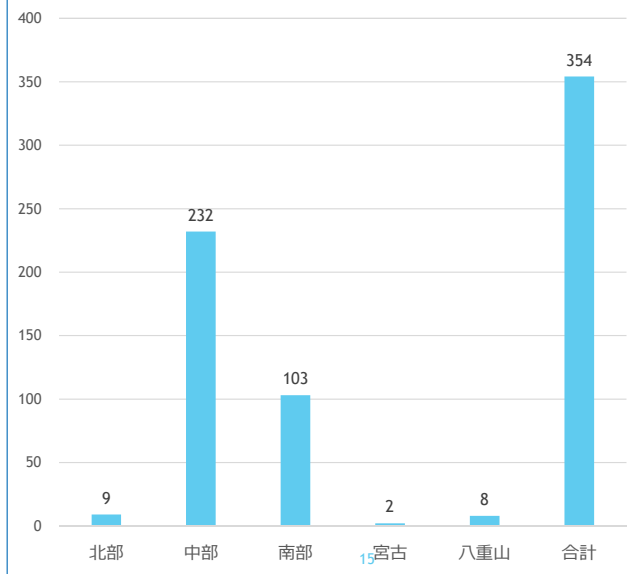
14

I (7)①②日中一時支援の実施状況

日中一時支援事業の実施状況

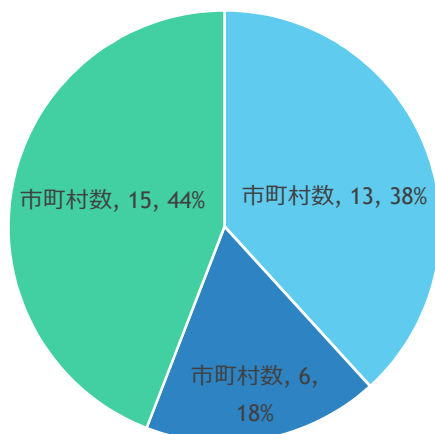


受入事業所数



I (7)③日中一時支援の実施状況

放課後等デイサービス利用希望者に利用目的を確認し、家族のレスパイトが目的であれば日中一時支援の利用をすすめているか



- 確認し、レスパイトであれば日中一時支援事業を進めている
- 日中一時支援の事業所が少ない為、放課後等デイサービスの利用も認めている
- 確認をしていない

Ⅰ(7)④日中一時支援事業における児童の受け入れについて、課題と感じていること(1/2)(自由記述)

- ▶ コロナ禍において、受け入れを控える事業所が増えている。
- ▶ 放デイの人員基準に余剰がない状態で、同空間で日中一時支援として児童を受け入れた場合、どのように考えるか。
- ▶ 必要な職員の配置ができず、事業所の受け入れ人数に制限がかかる。
- ▶ 日中一時支援事業を行っていない事業所もあり、行っている事業所が負担がかかっている。報酬が低い。
- ▶ 当該事業を実施している事業所が少ない。また、実施していても、人材不足から受け入れができていない、もしくは人数が限られる等の課題がある。
- ▶ 町内に日中一時支援事業所がなく、近隣市町村の事業所も新規の受け入れを行っていないため、放課後等デイサービスの支給量を原則の日数を超えて支給し対応している。

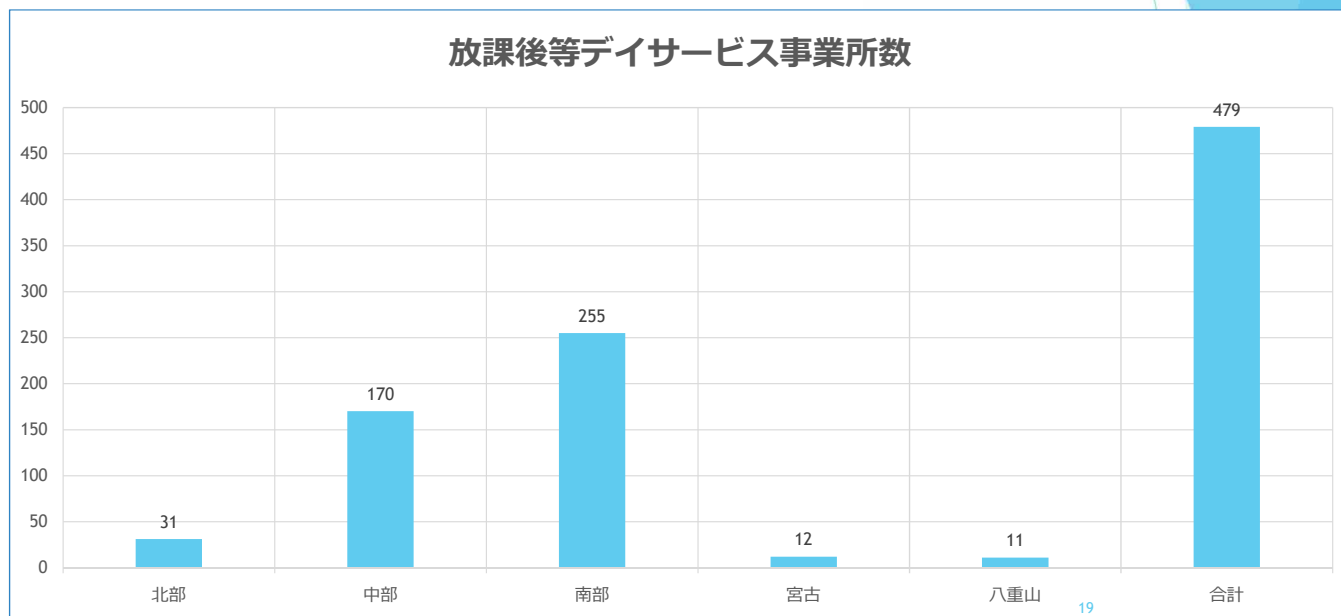
17

Ⅰ(7)④日中一時支援事業における児童の受け入れについて、課題と感じていること(2/2)(自由記述)

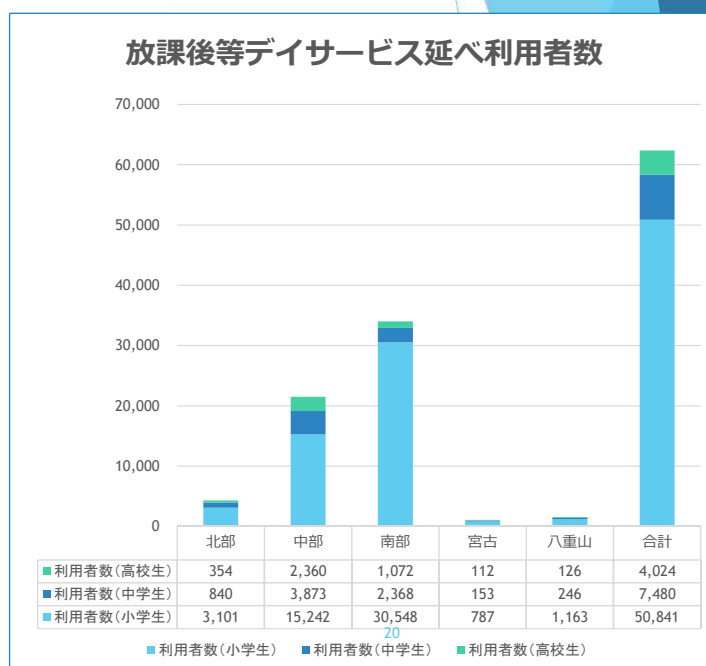
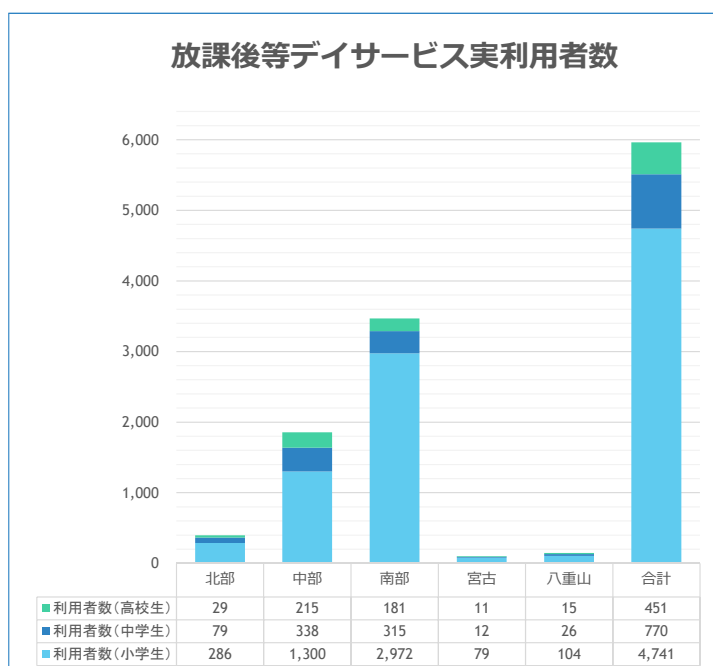
- ▶ 放課後等デイの空きスペースでの受け入れを契約の要件としていることから、明確な受け入れ基準が無く、中部圏域での統一的な取扱いの検討を要する。
- ▶ 町が指定を行っているのは39箇所、受け入れ実績が定期的にあるのは19箇所。保護者からのニーズはあるが定員の都合で預けられないという声もある。同事業所で放デイを受けている児童に限定している事業所がある。
- ▶ 日中一時支援事業所の登録事業所がまだ少ない。
- ▶ 事業所の人員不足やサービスの報酬単価より、日中一時の単価が低いことから、実施事業所が激減し、受け入れ先の確保が困難となっている。
- ▶ 町内に事業所がない。

18

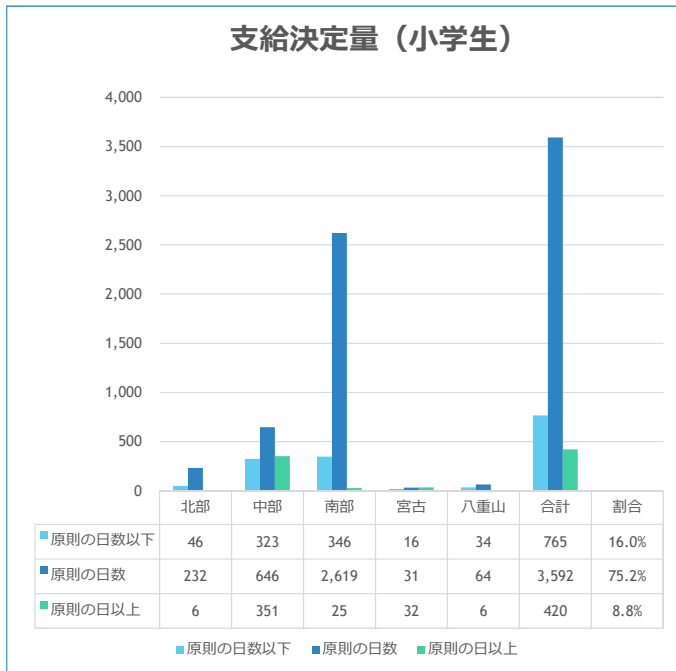
II(1)放課後等デイサービスを提供する事業所数



II(2)放課後等デイサービスの利用者数



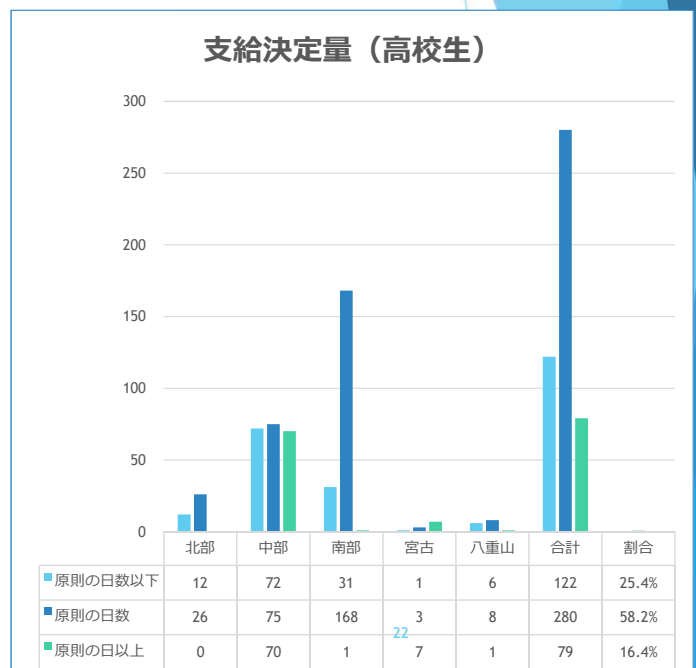
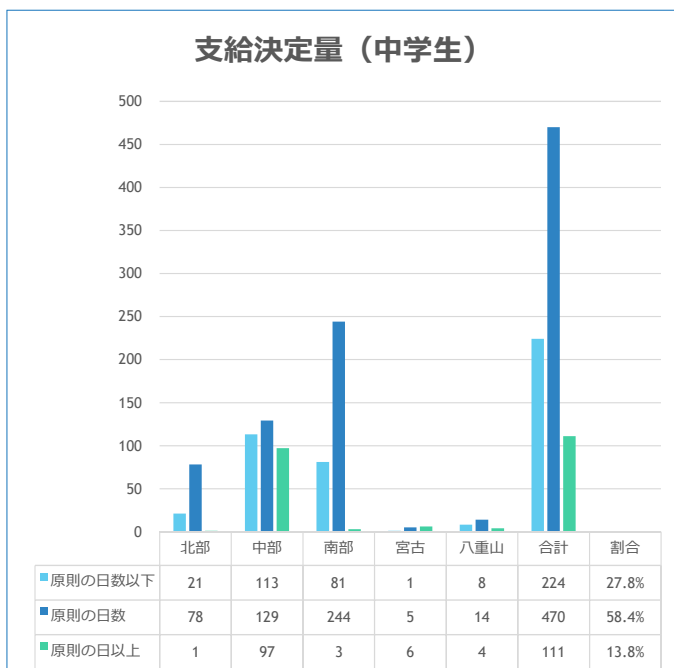
II (3) 支給決定量について



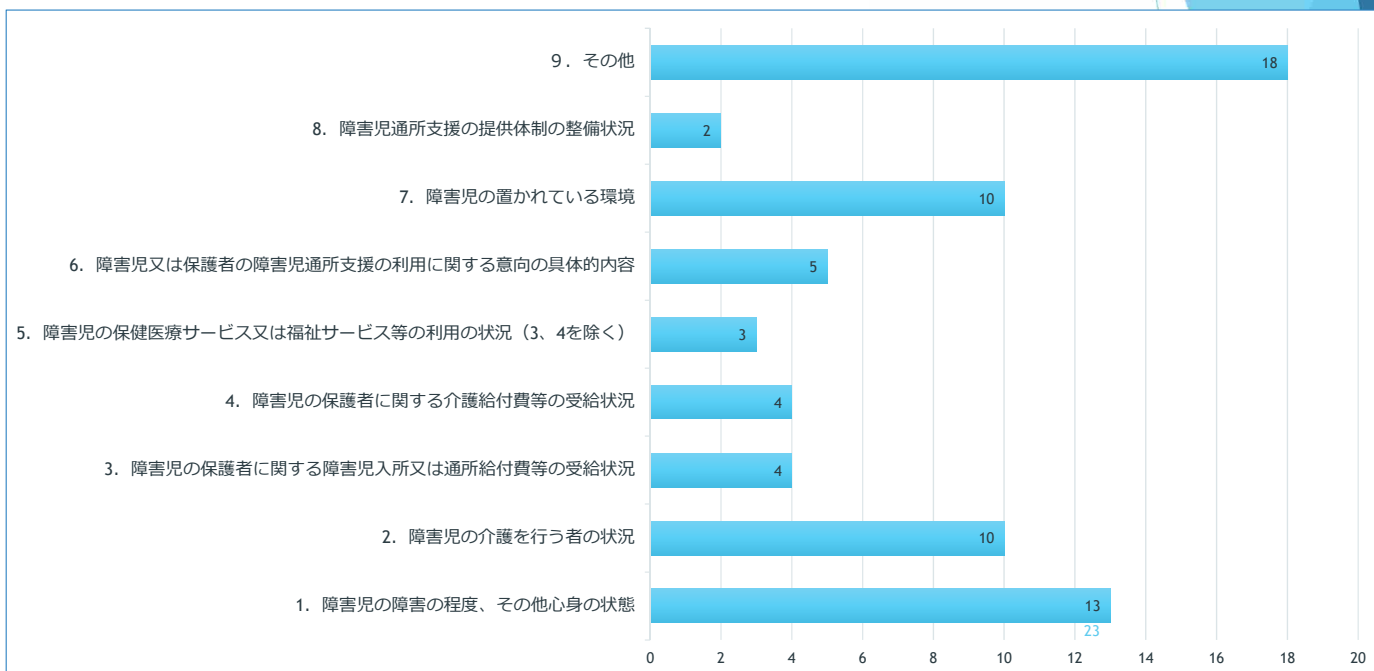
- ✓ 原則の日数とは、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき各月の日数から8日を控除した日数。(R04.04.01 厚労省事務連絡「介護給付費等に係る支決定事務について」等の一部改正について参照)
- ✓ 支給決定日数が月23日となっていることが多い(31日－8日)と指摘されている。
- ✓ 適切な療育支援(地域の学童等への移行等)が行われていれば、原則の日数よりも段々減ってくるのが想定されるが、多くが原則の日数で支給決定されている。

21

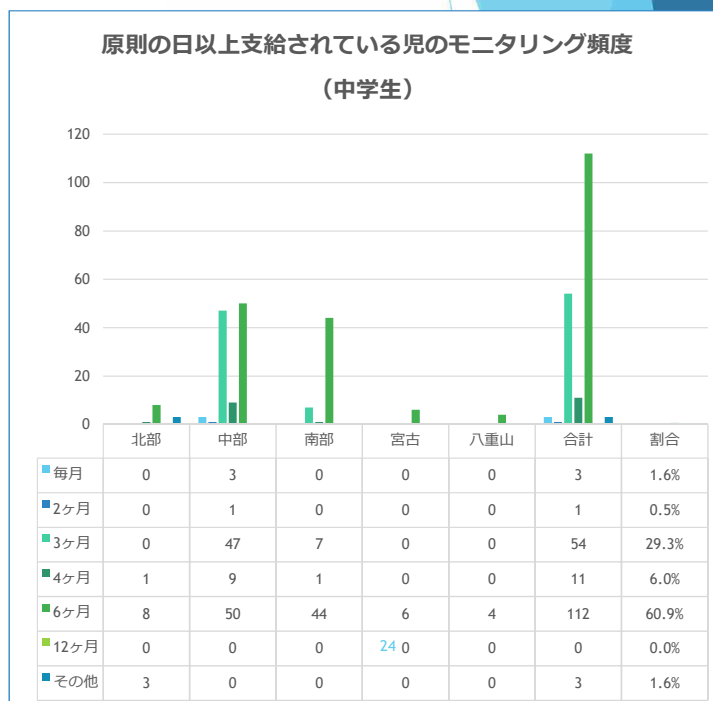
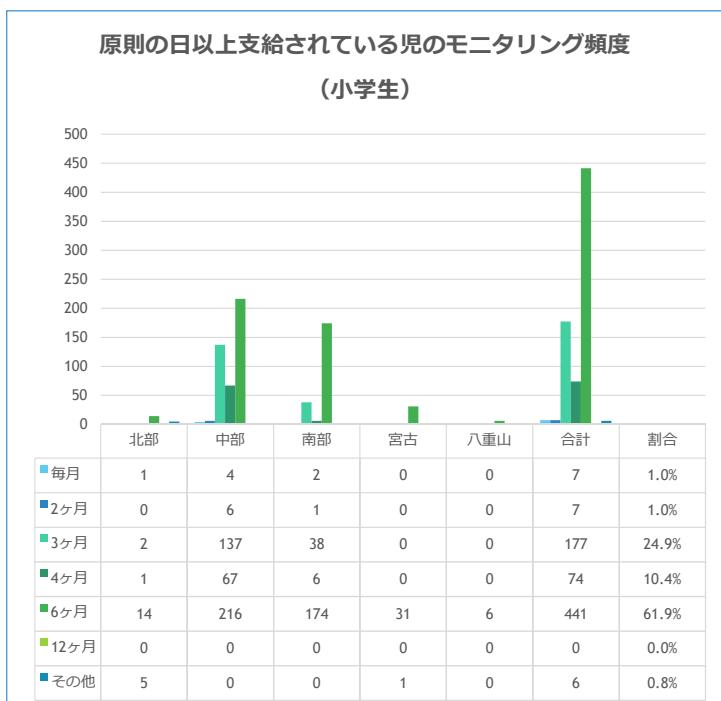
II (3) 支給決定量について



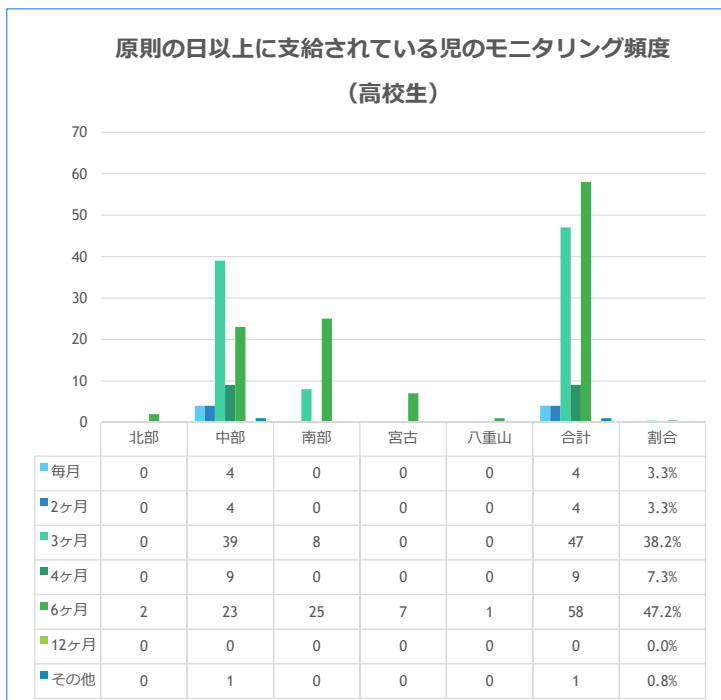
II(4)原則の日数以上を支給決定している理由



II(5)原則の日数以上を支給決定している障害児のモニタリング頻度について



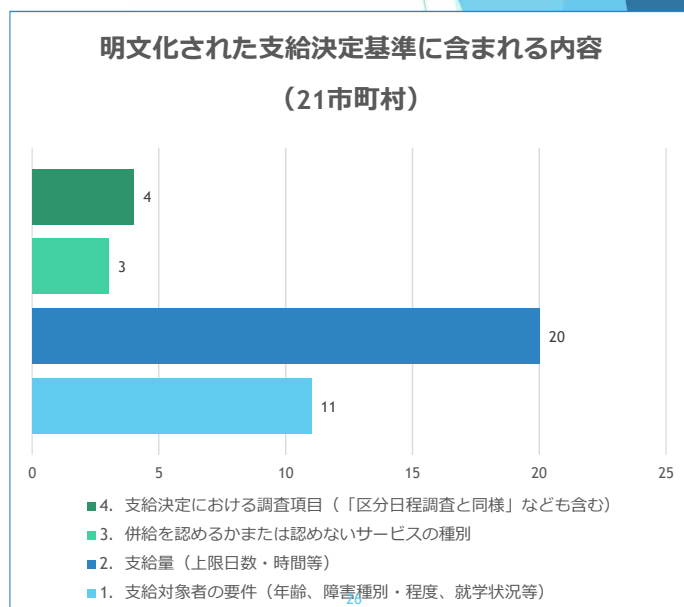
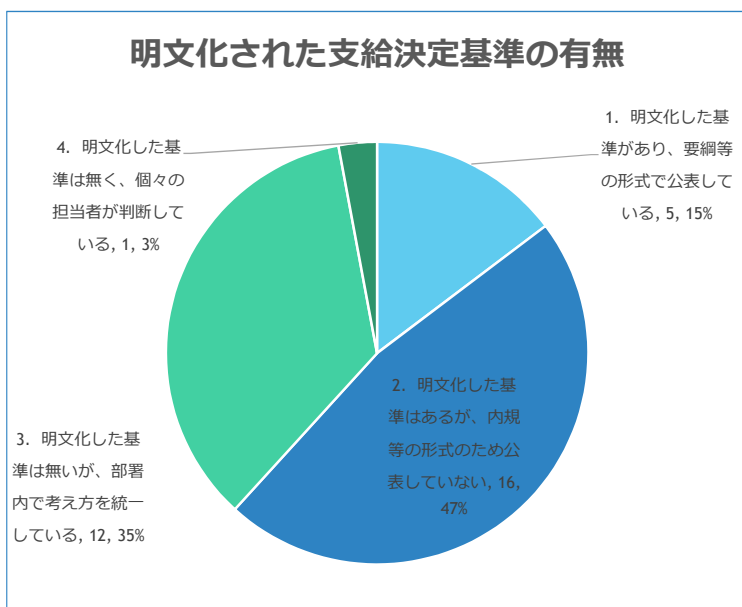
II (5)原則の日数以上を支給決定している障害児のモニタリング頻度について



- ✓ 小学生、中学生、高校生ともに最も多いモニタリング頻度は6ヶ月。小・中学生では6割、高校生では約5割。
- ✓ 次いで3ヶ月、4ヶ月となっている。
- ✓ 厚生労働省はモニタリング標準期間（6ヶ月）よりも短い頻度で設定することが望ましい例を明示し、適切なモニタリング頻度の設定を求めている。
- ✓ 原則の日以上に支給されている児童には何らかの課題があるのではと推測し、モニタリング頻度を調査したが、標準期間で設定されているものが多い。

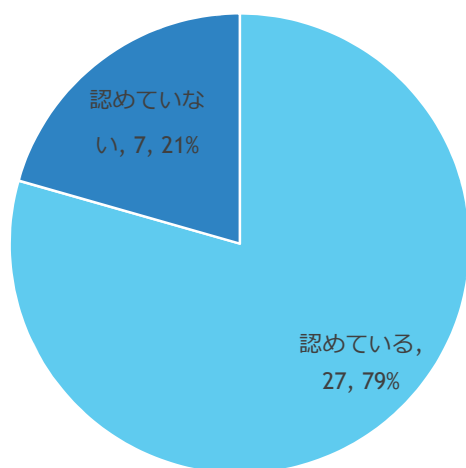
25

II (6) (7) 放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準



II(8)複数の放課後等デイサービス事業所の利用

複数の放課後等デイサービス事業所の利用

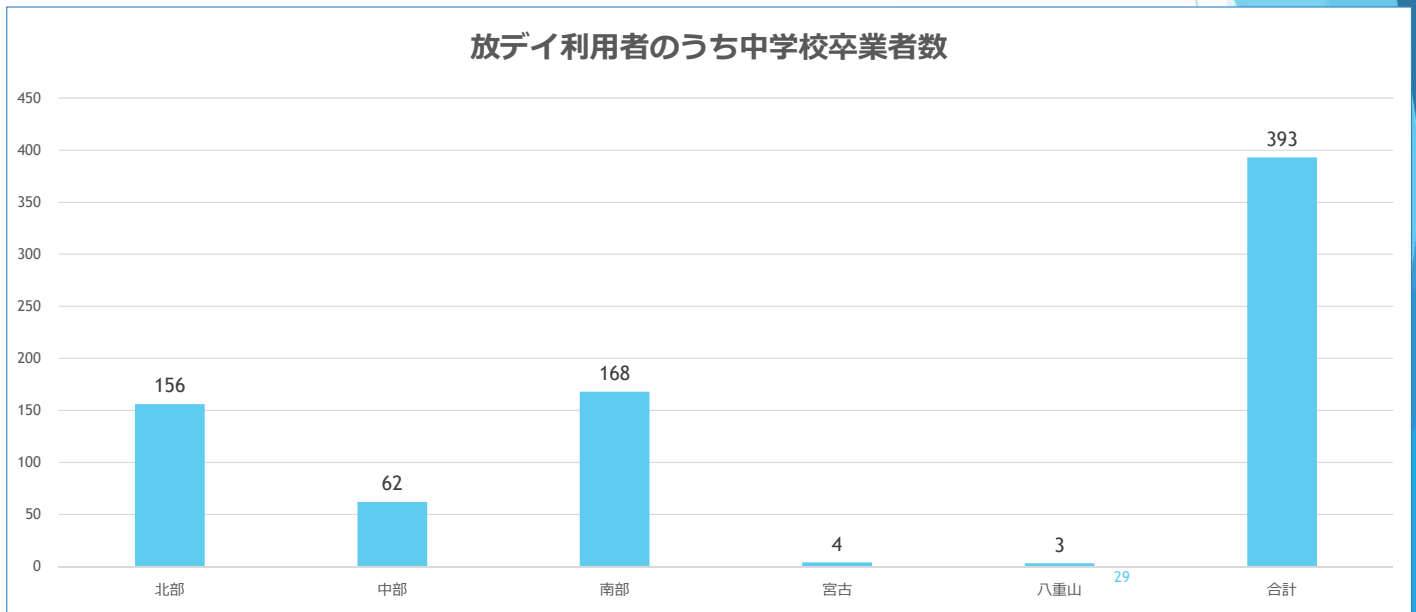


27

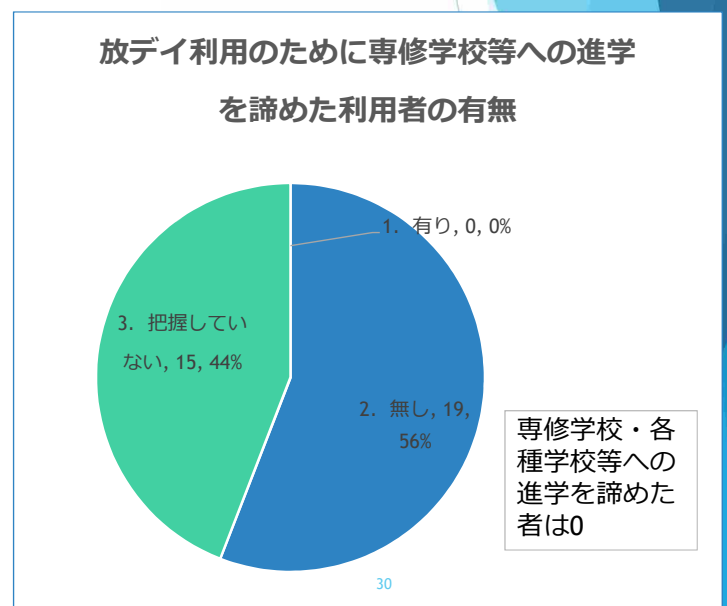
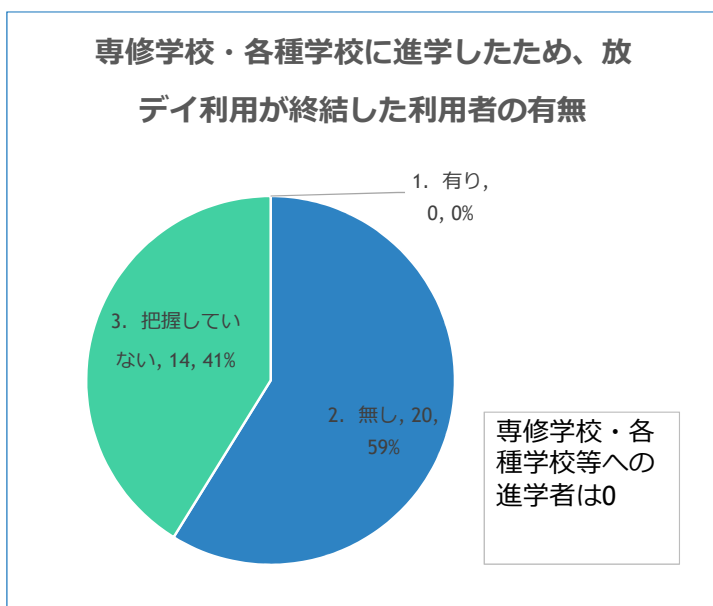
II(9)支給決定上の課題など(自由記述)

- 障がいの有無がはっきりしない不登校などの児童に対して、学校側でサービスの利用を促しているように感じる。サービス対象者の理解について学校との連携が必要となる。
- 不登校児について、教育部門へ確認する等して支給決定している。世帯によっては不登校を積極的に選択している場合もあるが、そうではない場合、支給決定が不登校を助長しないか懸念がある。
- 障がい児という明確に判断する基準(者の場合の障害者手帳など)がない。支給量の算定基準はあるが、児にあった月の支給量を判断する基準内容があいまいである。
- 発達グレーゾーンの児童(診断は受けていないが発達検査の結果遅れが見られたり、発達障害の特性がある児童)について、サービスの必要性の判断が難しい。
- 村内に事業所が無く、申請があっても、自宅から事業所までの距離や送迎の問題で、止む無く申請を取り下げるケースがいくつかある。
- 近隣市町村との統一が難しく、各市町村判断の大きいところが課題と感じる。
- 療育支援の目的が不明(個別支援計画における支援内容等)のまま、当該児の状態(調査結果)にて決定を行っていることから、調査による支援ニーズとプラン案、保護者の意向の一致性が乏しいケースも散見される。
- 行政側は「療育の必要性」を勘案し支給量を決定しているが、「預けることが目的」という保護者が増えてきている印象がある。保護者が支給量の部分で市町村を比べ、不満や混乱、疑問といった声がある。
- 療育に関する意見書について、療育の必要性を判断する際に、医師の意見書の中で必要な療育の種類及び回数を記載して頂いているが、そこに月23回程度との記載があると、23回の決定をせざるを得ない点。²⁸
- 相談支援員が提示している支給量案が妥当かどうかの判断がつかない。

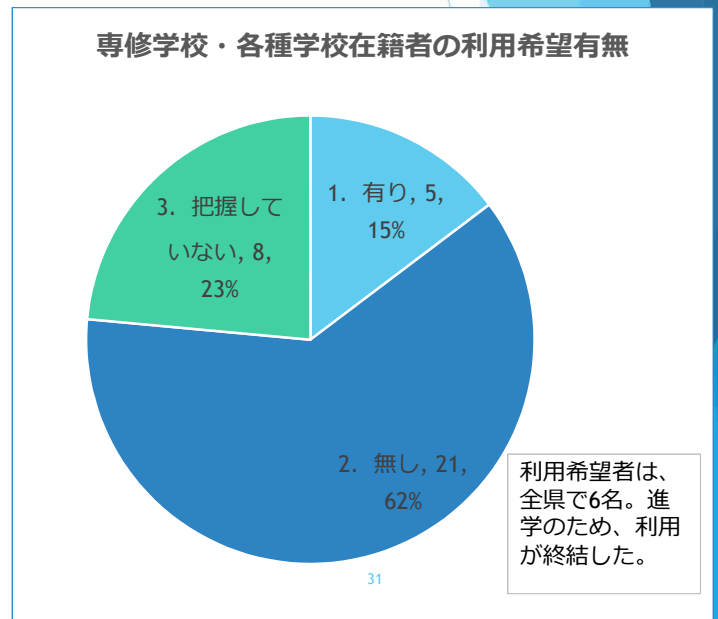
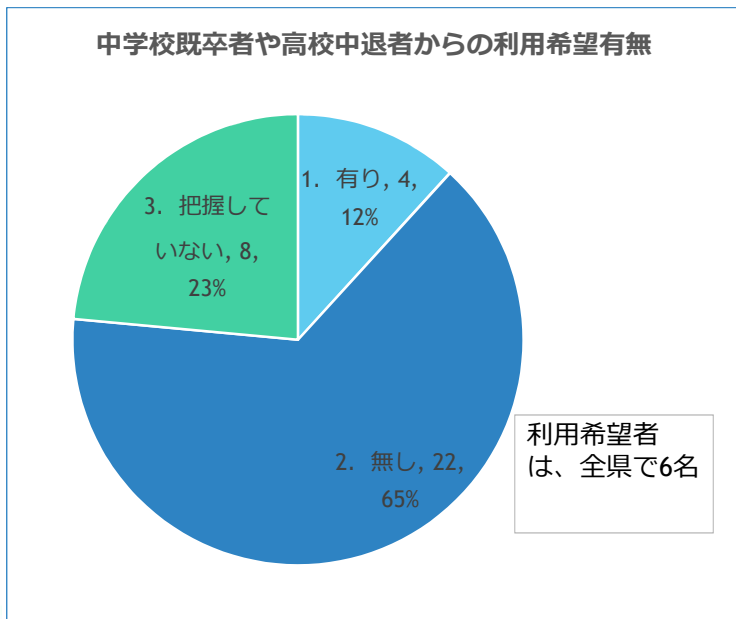
II (10)放課後等デイサービス利用者のうち、令和4年3月(令和3年度)に中学校を卒業した人数



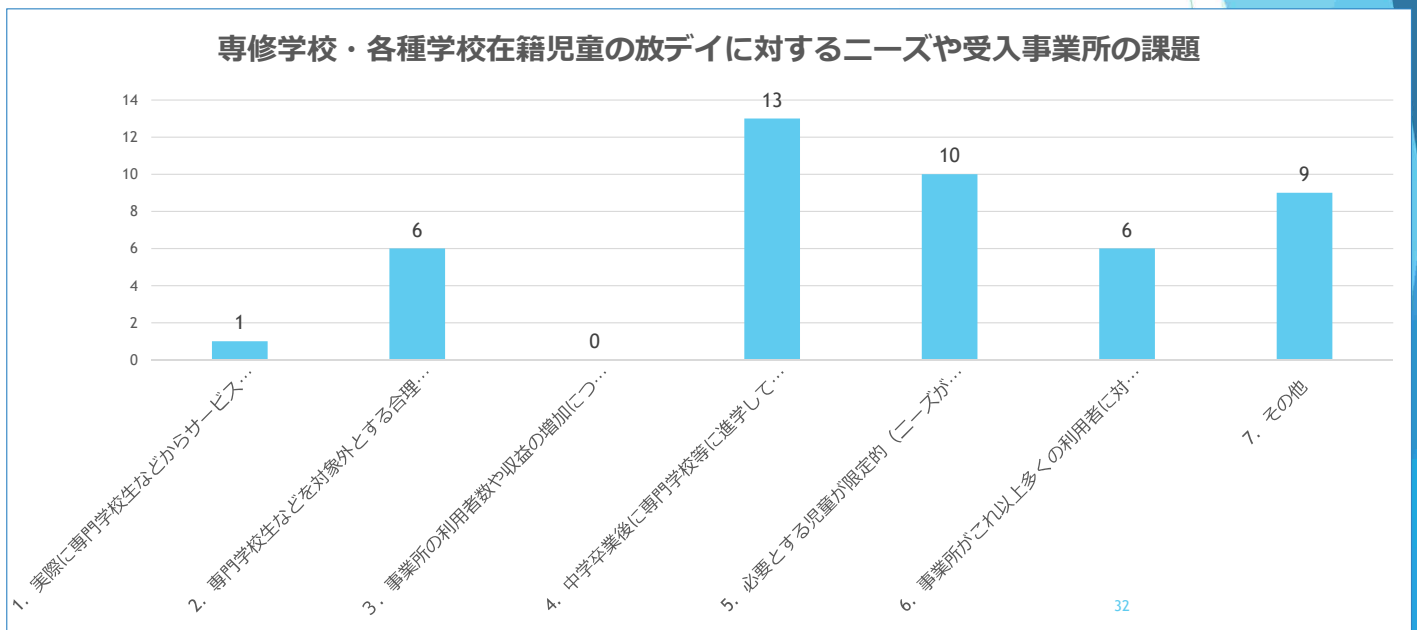
II (11) (12) 専修学校・各種学校等に進学し放デイ利用が終結した利用者の有無



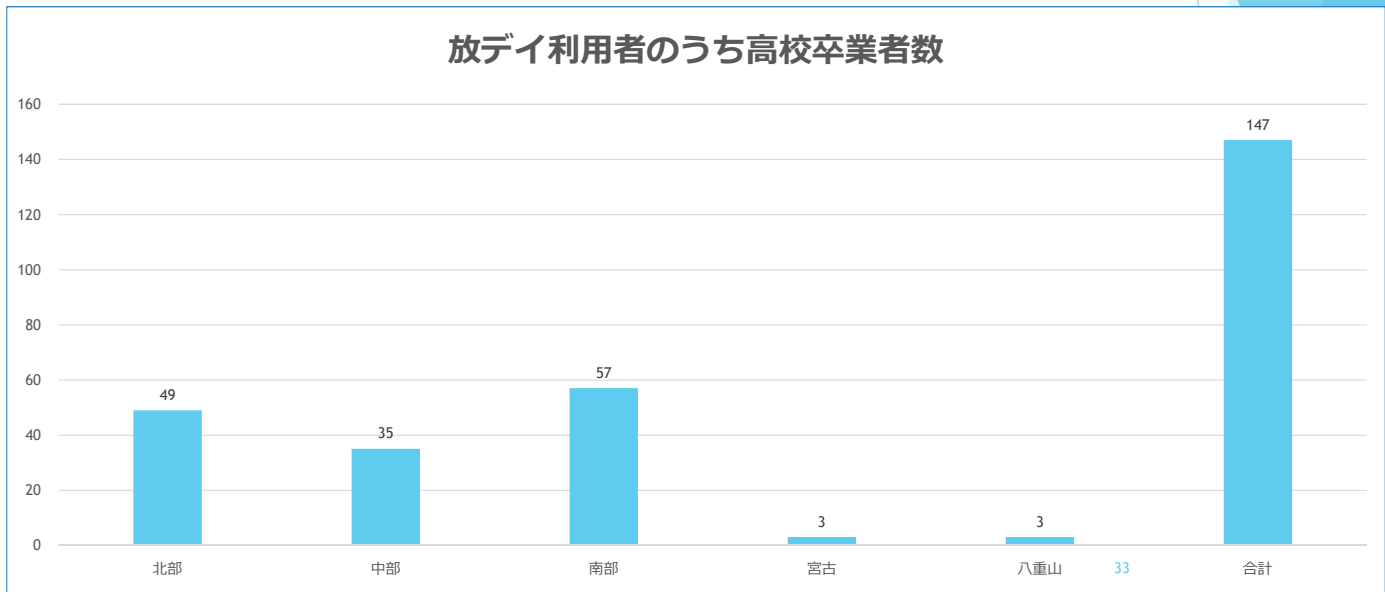
II (13) 中学校既卒者や高校中退者からの放課後等デイサービスの利用希望、(14) 専修学校・各種学校在籍者の利用希望



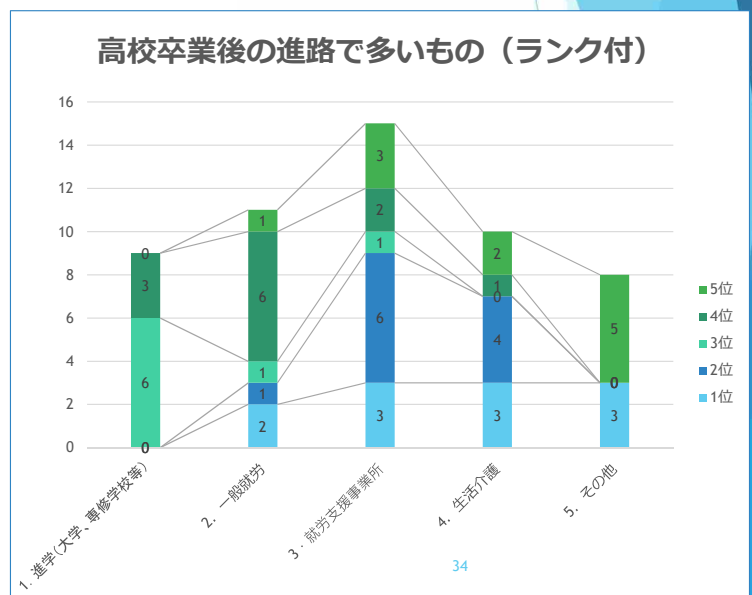
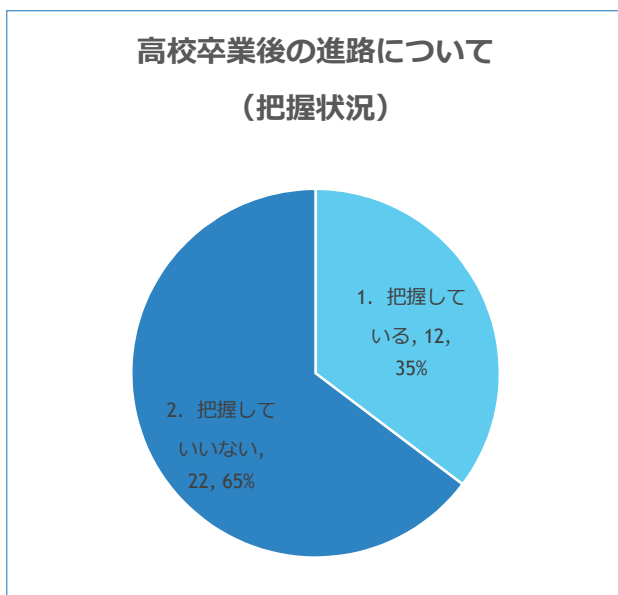
II (16) 専修学校・各種学校の在籍児童の放課後等デイサービスに対するニーズや受入事業所の課題



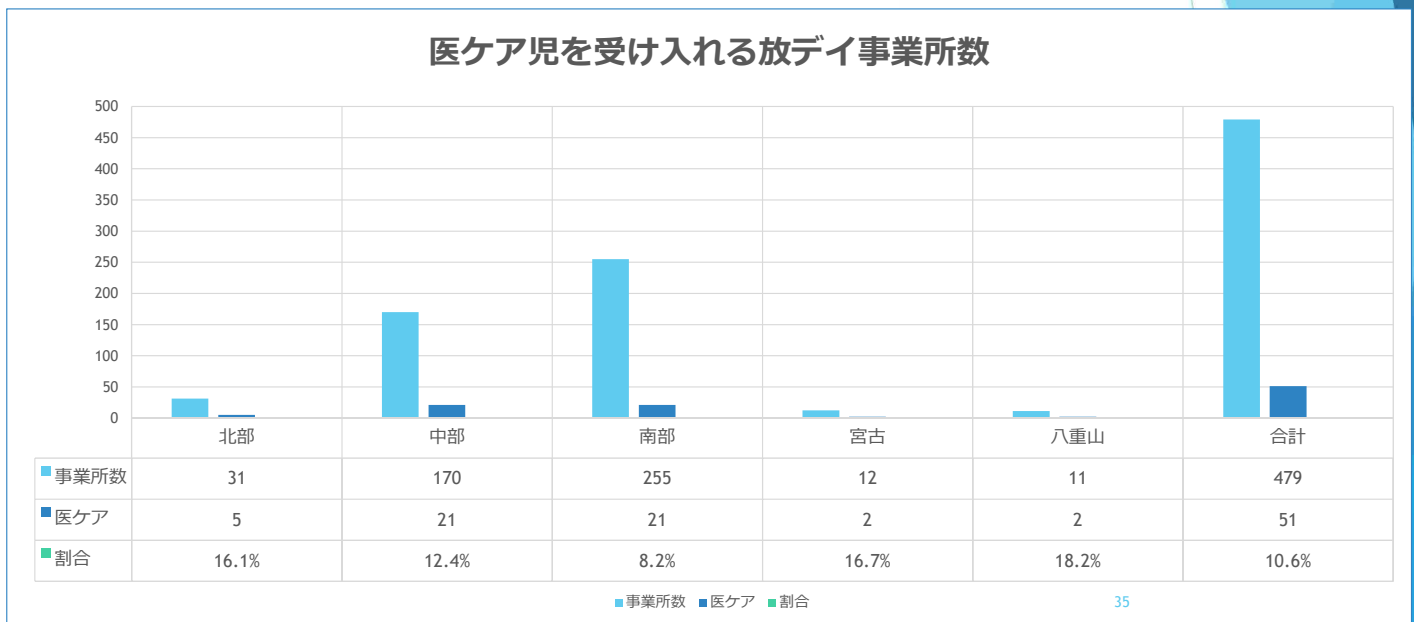
II (17) 放課後等デイサービス利用者のうち、令和4年3月(令和3年度)に高校を卒業した人数



II (18) (19) 卒業後の進路把握状況、卒業後の進路



II (20) 医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービス事業所数

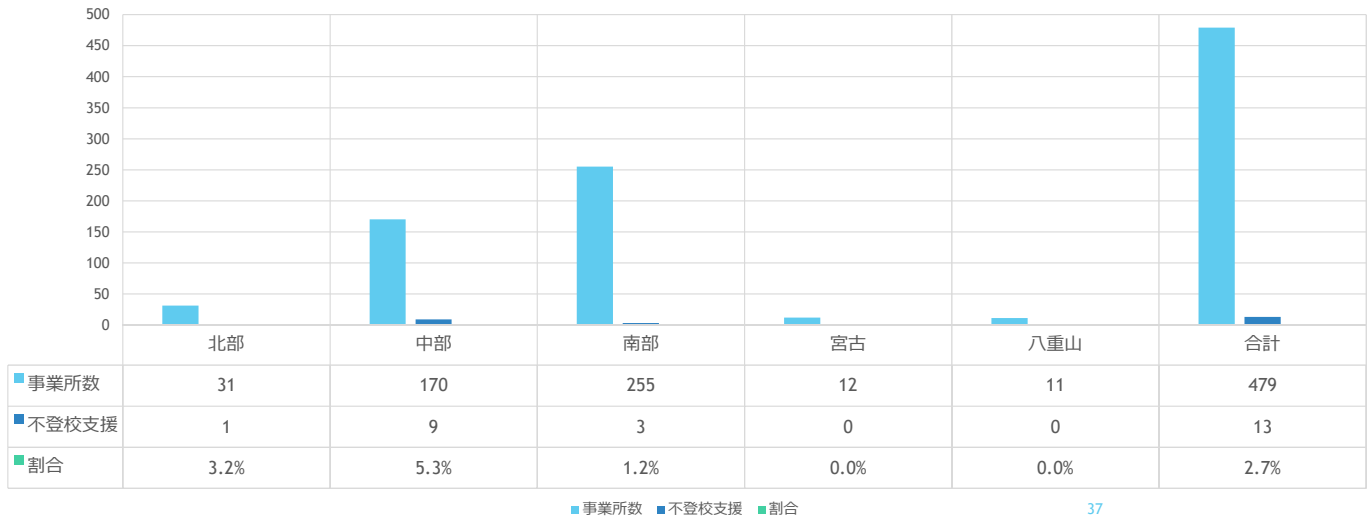


II (21) 医療的ケア児の受入を行っている事業所について、気になっていること、課題と感じていること(自由記述)

- 事業所で実施している支援の実態を把握できていない。
- 既存の報酬設計では受入先を増やすことは難しい。医療連携体制加算を活用し通所先を探しているが、報酬が一日あたり固定のため、一日に複数回ケアを要する場合に報酬の低さがネックとなる。
- 短期入所児を受け入れる事業所が少ない(殆どない)
- 医療的ケアに対する専門的スキルや看護ができる体制になっているか疑問があります。
- 医療的ケア児が利用できる事業所が少ない。
- 事業所が少ないため、対象児童が増えた場合の受け入れ先の確保が気になる。
- 村外事業所にて受入を行っているが、配置される看護師等の経験値、事業所に蓄積された経験値等により支援のふり幅が懸念される。今後、開設相談がある事業所にて医ケア児受入の調整があるが、専門職員配置の不安有。

II (22) 不登校支援を掲げる放課後等デイサービスの事業所数

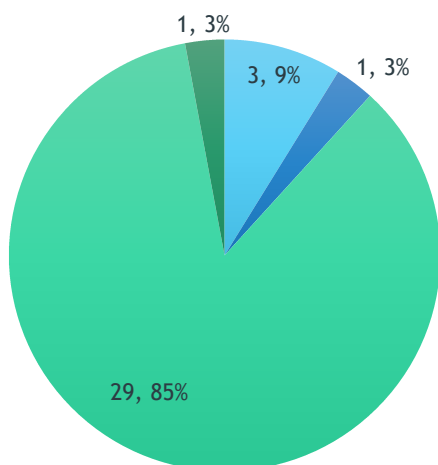
不登校支援を掲げる放デイ事業所数



37

II (23) 不登校支援を掲げる事業所と学校との連携について、貴市町村で支援していること

不登校支援事業所と学校との連携における支援内容



- 1. 不登校支援の事業所と、学校（教育機関）とを入れて個別支援会議などで情報共有を行っている。
- 2. 自立支援協議会の障害児専門部会で、事業所や教育分野の委員が参画し、協議を行っている。
- 3. 特になし
- 4. その他（事例がない）

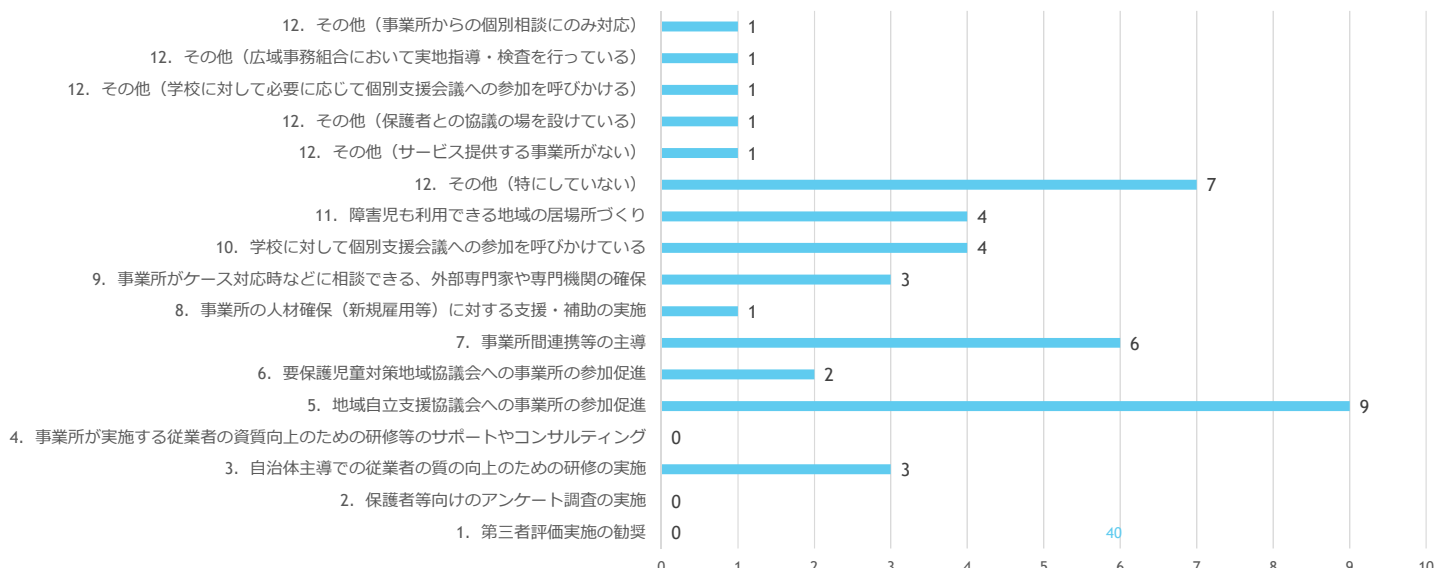
38

II (24) 不登校支援の対応をしている事業所と学校との連携について、気になっていること、課題と感じていること(自由記述)

- 学校や計画相談員と児の情報共有などの連携をとらず、受け入れている事業所があり、一人の児の課題などに対し支援目的や方向など支援体制にバラつきがある。
- 学校では、普通児として通っている子が家庭のニーズによって、医師の診断書・意見書で通所を利用することがある。その場合、学校では把握されていないことがある。
- 不登校児童の親から放課後等デイサービスを希望され、学校教育課から案内されて申請に来るが事業所に通うこともできるかが気になった。問題を整理するために、委託相談員に相談をつなげている。
- 村外事業所との連携あり。学校との連携について保護者任せになりがちな一面がある。保護者・学校との連携のため、対象児が登校できる場合は、保育所等訪問支援の活用も検討。
- 不登校の児童生徒及びその家族に対する支援の方向性が、福祉事業所と教育機関とでは異なる場合が多い。加えて、その部分に対してのすり合わせ作業に難しさを感じている事業所が多い印象。

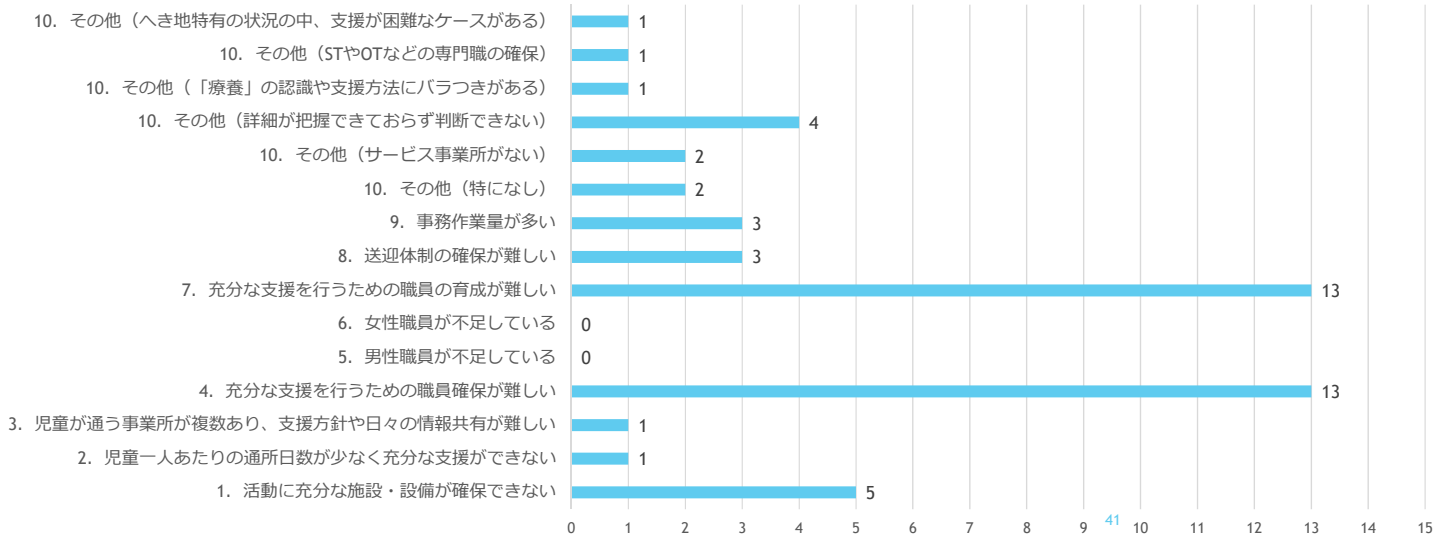
III (1) 貴自治体でサービスの質の向上に向けて実施している取組

市町村においてサービスの質の向上に向けて実施している取組



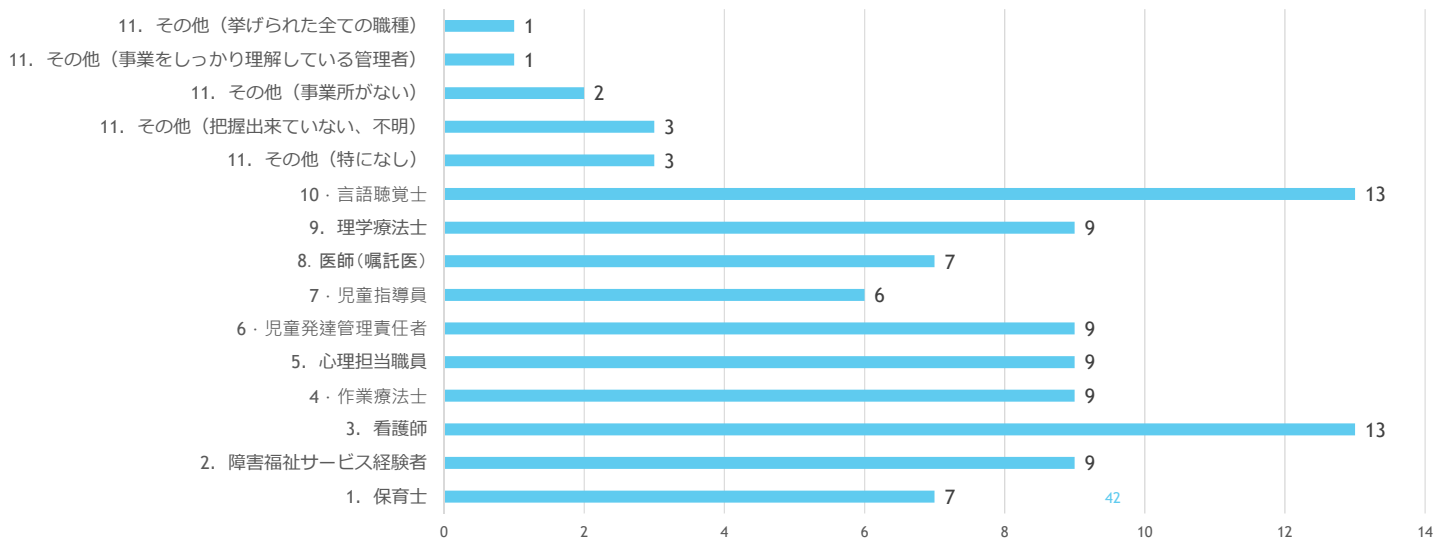
Ⅲ (2) 事業所におけるサービスの質の向上(設備、人員体制等)において課題と感ずること

事業所におけるサービスの質の向上(設備、人員体制)において課題と感ずること



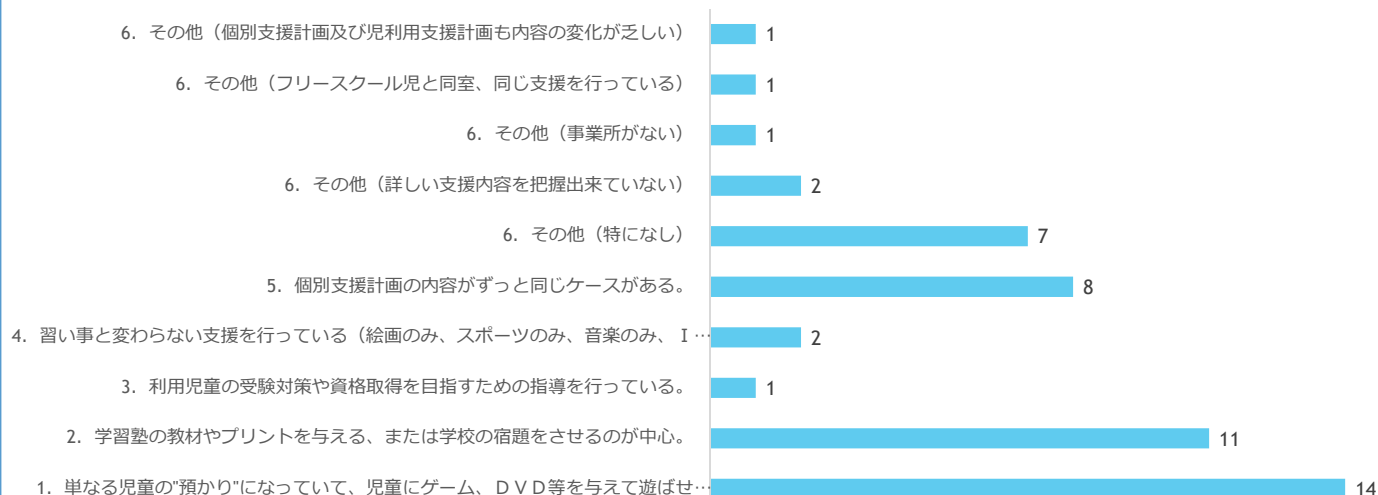
Ⅲ (3) 確保が難しいと考える職種

(事業所において) 確保が難しいと考える職種



Ⅲ (4) 放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるもの

法令違反ではないが必ずしも相応しくないと考えられる支援内容



43

Ⅲ (5) 障害児通所支援に関する市町村における取組について、貴自治体における課題や問題意識があればご記入下さい(1/2) (自由記述)

- 他事業所での取り組み内容を知る機会や情報交換が気軽にでき、日頃の支援や自身の事業所の取り組みを振り返る必要性。
- 障がい児通所支援の事業運営、サービス内容が把握できていない。
- 事業所によって「療育」のとらえ方や支援内容にかなり差を感じる。
やむなく不登校児を時間外から(午前中から)受け入れた場合の給付費が無い。
計画相談員が不登校児について、学校や保護者と支援者会議を持った時の給付費が無い。
- 療育は早期に始めた方が成果が出やすいことから、検査の結果発達に遅れが見られる児童についてはほとんどの児童の利用を認めているが、このペースで利用者が増えると事業所が不足する可能性がある。
- 他事業所での取り組み内容を知る機会や情報交換が気軽にでき、日頃の支援や自身の事業所の取り組みを振り返る必要性。

Ⅲ (5) 障害児通所支援に関する市町村における取組について、貴自治体における課題や問題意識があればご記入下さい(2/2) (自由記述)

- 過去に業務に長期的に従事していた職員がR2より課長に就任したが、相談対応できる専門の正規職員配置ができず、相談担当者は会計年度任用職員で対応中(1-2年で離職し長期的な雇用に至っていない)。また、支給決定事務担当者が産休等により長期離脱していることから、継続的な相談支援や支給決定のあり方の検証等が乏しい状況である。
- 「療育」の本質を理解していない事業所がここ3年で急増している印象。利用者の獲得に向けて、事業所の「色」を出すことは良いと思うが、その「色」が療育をベースとしたものではないものが多い。管理者の意識がその程度なので、そこで従事している職員は自分たちが行っているサービスに対し、何も疑問に思っていないというレベルの事業所も多い。保護者も、魅力ある習い事を安く利用できるのでニーズが一致していることも問題。
- 管内に施設がなく、近隣市の施設を利用するにも船舶による移動が必要。週末利用、長期休暇中での利用がメインとなっている(サービスが限られている)。
- 過去に業務に長期的に従事していた職員がR2より課長に就任したが、相談対応できる専門の正規職員配置ができず、相談担当者は会計年度任用職員で対応中(1-2年で離職し長期的な雇用に至っていない)。また、支給決定事務担当者が産休等により長期離脱していることから、継続的な相談支援や支給決定のあり方の検証等が乏しい状況である。
- 「療育」の本質を理解していない事業所がここ3年で急増している印象。利用者の獲得に向けて、事業所の「色」を出すことは良いと思うが、その「色」が療育をベースとしたものではないものが多い。管理者の意識がその程度なので、そこで従事している職員は自分たちが行っているサービスに対し、何も疑問に思っていないというレベルの事業所も多い。保護者も、魅力ある習い事を安く利用できるのでニーズが一致していることも問題。

Ⅲ (6) 課題や問題意識について伺っていますが、その課題に対する取組や対応策があればご記入ください(検討中のものも含む) (1/2) (自由記述)

- 協議会の下部組織に事業所連絡会を設置し、関係性の構築や講義による理解を深めるための機会を設けている。
- 休止していた通所支援事業所連絡会を再開し、サービス管理者と定期的に会議を持つことで把握に努める。
- ・学校や計画相談員へ対し、不登校児について、児童の課題や問題点などの情報共有、それぞれの計画内容に共通理解をもち一人の児童として協力し支援するための関係者会議を開催するようにと声かけをしている。
- 支給決定基準の見直しを行い、支給対象者の要件(特に発達障害グレーゾーンの児童)や利用の条件について検討予定。
- 保護者との協議の場を設けて、ニーズ・課題等の把握に努め、委託相談支援事業所と連携しながら、一つ一つの課題解決に注力している。

Ⅲ (6) 課題や問題意識について伺っていますが、その課題に対する取組や対応策があればご記入ください(検討中のものも含む) (2/2) (自由記述)

- 学校と福祉で情報を把握していない状態がないようにするため、利用者のサービスを計画する相談支援事業所に利用者『支援計画を作成するために関係機関と連携する』旨の同意をとってもらうように協力をお願いしている。福祉事業を知ってもらうために、学校の管理者に向けた通所事業の説明を行った。
- R5より専門職の正規職員配置予定であり、中部広域事務組合を中心とした給付費の実地指導体制が進むことで、圏域内市町村の担当者同士の意見交換も活発となっている。支給決定基準の見直し、計画案の作成に関しての村内事業所との意見交換を重ねて、事業所支援策を検討していく。
- 町内の通所事業所の全てに声をかけ合同の連絡会を行い、その時に国が出している「相応しくないと考えられるサービス」についても共有した。また連絡会の中で、事業所の職員の質向上に向けた現状や課題の整理を行い、学びを深める取り組みを定期的に行っているが、行政が気になっている事業所は参加していないというのも課題。
- 放課後等デイサービスにおける支給決定上の課題等にて記載した内容への対応策として、主治医の療育に関する意見書の作成について、それぞれの児童生徒に合った療育必要回数を記載して頂くように県の方から療育の必要性を診断する医師へ指導をして欲しいです。
- 地理特性による問題なので難しいと感じている。管内に事業所や施設を設置するのはハードルが高く、経営の見通しが困難。

47

Ⅲ (7) その他、放課後等デイサービスの課題等について、感じること (1/2) (自由記述)

- 事業所職員の質の向上と安全性等の意識強化が必要だと感じられる。
- 放デイが増え続けている中、事業所の支援内容がとても気になる。また、少子化で子の数は減少にあるが、放デイの利用児が増加している。本来の放デイの目的や利用対象児は何なのか? と思っている。
- 不登校児童の日中預かりの場となっていることが懸念される。
事業所での個別プログラムの内容や実施状況を計画相談員と共有できていない。
児童指導員向けの研修を企画・周知できるような体制づくり
- 医師の診断書・意見書で『放課後等デイサービスが望ましい』とされ『障害児』となればだれでも利用できる。
利用料が安く又不登校の子などを受け入れる『子どもの居場所』がないことが課題と感じる。
- 社会的に人材の確保が困難な中、適正な人員配置を行うには基準以上の人員が必要(職員の休暇・休憩等の取得時の代替要員)であるため、突発的なことで配置基準に満たなくなることも想定され、運営の難しさを感じる。

48

Ⅲ (7) その他、放課後等デイサービスの課題等について、感じること (2/2) (自由記述)

- 対象者の年齢に応じたきめ細やかな支援を行ってほしい。例えば、高校3年生の児童については、者の支援にスムーズに移行できるよう就労移行支援などを見据えた支援を行ってほしい。
- 今回のアンケートによって、放課後等デイが療育支援を要する当該児のためのサービスとして、今後の課題整理ができればよい。回答されたアンケート結果、協議会での検討状況も適宜、市町村への情報提供を求めます。
- 更新時の聞き取りの際に、保護者からデイでの出来事を十分にデイ職員から教えてもらえていないとの声を聞くことがある。各事業所によって伝え方等が異なる為、保護者の意見をどう伝える方が良いか課題に感じている。
- 事業所での支援について、モニタリングを通して書類上では大まかには確認できるが、細かい部分で実際にどのように支援をしているのか確認ができていない。
不登校児の放課後等デイサービスの利用方法。
- 施設や事業所は県が管理しており、市町村の業務負担が軽減されていることで大変助かっているものの、その施設や事業所の実態や評価等について把握する余裕がない状況。

49